

掛川市告示第82号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、次のとおり掛川市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止する。

令和4年7月1日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

森町森532番地の1

有限会社 鶴見配管

代表取締役 鶴見俊彦

2 効力停止の理由

次に掲げる規定に違反したため

(1) 掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条第1項第5号

(2) 掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程第13条第1項第3号

3 効力停止期間

令和4年7月1日から令和4年8月31日まで